公益社団法人沖縄県糖業振興協会 経営計画

平成31年3月

公益社団法人沖縄県糖業振興協会

り

第	I	章	経営計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	1 2 3	目 計 実	経営計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・21 的 画の性格 施期間 画の見直し
第	1	運	沖縄糖業振興推進体制の強化に向けた基本方向・・・・・・・・・・・・22 営体制の強化 とうきび・糖業振興推進体制の強化
	1 2	さ さ さ	実施事業の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第 I 章 経営計画の趣旨

本県におけるさとうきびは、沖縄の厳しい気象条件においても比較的安定した生産が可能であり、栽培面積は全耕地面積の約5割を占め、農家の約7割がその栽培に従事している。平成29年の農業産出額は1,005億円であり、さとうきびは168億円で16.7%(品目別で肉用牛に次ぎ第2位)を占めている。

また、その生産額は製糖事業者や地域の関連産業への経済波及効果が約4倍と試算され、本県の地域経済を広く支える重要な基幹作物である。

本県は多くの離島からなる島嶼県であり、安定した収入の得られるさとうきびは 島の経済を支える重要な作物であると同時に、地政学的にもさとうきび生産の継続 性は島の存続を守るものとなっている。

しかし、本県のさとうきび生産振興には、生産農家の高齢化、後継者不足等による栽培面積の減少のほか、台風・干ばつ等による気象災害や病虫害等の発生による生産量の減少など解決すべき課題が多い状況である。

特に、平成23/24年期は、復帰後最低となる54万トンに落ち込む大減産となり、その後、さとうきび増産計画等に基づき、関係機関が一体となった増産対策の取り組みにより、平成28/29年期は約94万トンに回復したものの、近年の相次ぐ台風被害による生産量の減少が生産農家の経営を圧迫して持続的な生産活動を妨げ、製糖事業者においても甘しゃ糖製造のコスト高を招いて、事業経営を不安定なものとしている。

一方、TPP11等の国際的な経済連携協定が発効される情勢の中、関連対策として講じられる施策の効果と併せて、本県の実情に即したきめの細かい生産振興対策を講じる必要がある。

このため、国、県の積極的な行政施策により、これらの状況を改善し、生産者と製糖事業者の経営を安定させ、その生産振興を図っていく必要がある。

公益社団法人沖縄県糖業振興協会は、沖縄県のさとうきび・糖業施策を推進する 県行政と密接に関連した業務を行う法人として、さとうきびの安定生産振興対策に よる生産農家支援、経営の合理化を図るための糖業振興対策事業による製糖事業者 支援を行うなど、事業執行機関の役割を担っている。また、生産者団体、製糖企業 等の関係機関と密接な連携を取りながら、本県糖業振興の推進に取り組んできた。

更に、各地域で生産振興事業を実施する地区さとうきび生産振興対策協議会や糖業振興会への支援事業の執行を基本に、国や県、市町村、生産者団体、製糖企業等を網羅する全県的な取組を担ってきた。

今後も、本県のさとうきび・糖業を取り巻く状況を踏まえ、本県糖業振興施策が効果的に実施できるよう関係組織・団体等との連携をさらに充実・強化しながら、 当協会の経営の安定化・効率化を図るため、本計画を定めるものである。

第Ⅱ章 経営計画の基本的な考え方

1 目的

この計画は、変化する経営環境に適切に対応し、本県のさとうきび・糖業の持続的発展のため、さとうきび増産等による農家の経営安定対策及び製糖事業者の経営安定対策を推進し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、経営の基本方針、実施事業などを明示し、計画期間内における協会の基本方針となるものである。

3 実施期間

本計画の実施期間は、平成31年度から新元号5年度までの5年間とする。

4 計画の見直し

この計画は、国や県の各種農業施策の動向、さとうきび・糖業振興に関する社会的ニーズ等を勘案し、必要に応じて適宜見直すものとする。

第Ⅲ章 沖縄糖業振興推進体制の強化に向けた基本方向

1 運営体制の強化

(1) 経営収支状況について

当協会は、さとうきび生産振興、製糖事業者の経営安定及び円滑な品質取引の確保のため、各種支援事業を実施している。

当協会の運営に要する事務費は、大部分は当該補助事業費において予算措置され、事業執行を行っているところであるが、管理部門に属する職員の人件費等は事業予算では十分に対応できないため、基本財産及び特定資産の運用益で補っている状況である。また、県派遣職員の人件費の一部についても同様な状況であり、低金利の経済情勢により運用益の確保が厳しい状況にあり、収支状況が厳しくなっている。

今後も引き続き、基本財産及び特定資産の効率的な管理運用等により、経営 収支の安定化を図り、組織体制の強化に繋げる必要がある。

収支状況

(一般正味財産) 単位:千円

科 目	H26	H27	H28	H29	H30	H31
経 常 収 益	4,775,485	3,371,984	2,963,376	2,962,743	3,116,567	3,258,239
経常費用	4,778,011	3,385,741	2,967,666	2,964,583	3,117,870	3,259,095
当期経常増減額	△2,526	△13,757	△4,289	△1,840	△1,303	△856
一般正味財産期首残高	39,503	36,976	23,218	18,928	17,091	15,788
一般正味財産期末残高	36,976	23,218	18,928	17,091	15,788	14,932

(2) 職員体制の確保

当協会は、県及び関係団体(沖縄県農業協同組合、日本分蜜糖工業会)からの職員派遣を中心に、事業量に応じた必要最小限の臨時雇員、非常勤職員を確保し運営している。

県職員派遣については糖業行政・普及関係に識見を有する職員を配置し、関係団体からの職員派遣については、さとうきび生産振興・糖業振興の支援関係事業の執行管理を主務とする担当者の派遣となっている。

事業執行の適正管理のためには、県及び関係団体からの職員の継続的派遣が不可欠であり、事業量に応じた職員体制の確保を図る必要がある。

職員数の推移

単位:人

	項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31
常勤	役員	2	2	2	2	2	2
	うち県派遣	2	2	2	2	2	2
職	員	4	4	4	4	4	4
	うち県派遣	1	1	1	1	1	1
	うちJAおきなわ	2	2	2	2	2	2
	うちJAおきなわ うち分工会	1	1	1	1	1	1
臨時	雇員	6	5	5	5	5	5
非常	勤職員	2	1	1	1	0	0

注:常勤役員は、(公財)沖縄県農業振興公社と兼務である。

(3) 安定的な運営財源の確保

当協会の事業量は、国、県の施策によって導入する事業の規模、実施期間等と連動しており、事務費についても同様の状況である。

しかしながら、当協会の管理・運営に要する固定的な経費については、事業 費からの補填が困難であり、基本財産及び特定資産の運用益等を充当している 状況である。

今後も継続して事務の合理化を推進しつつ、管理・運営費の節減に努めていくとともに、基本財産及び特定資産の効率的な管理運用等を図り、安定的な運営財源の確保を図る必要がある。

(4) 職員の資質向上

当協会の事業執行を適切かつ円滑に行うためには、職員の個々の業務に関する専門能力とともに、農業施策等に関する幅広い知識・技術が必要である。

これまで、個別案件に係る業務処理を通して、職場内研修(0JT)を実施し、 専門的知識の習得を図ってきた。

今後も継続して、定期的な0JTの実施、職場外研修への参加等を通して、職員の資質向上を図る。

2 さとうきび・糖業振興推進体制の強化

(1) 国、県及び各地区さとうきび生産振興対策協議会等との連携強化

当協会は、国、県による補助事業を各地区さとうきび生産振興対策協議会等に配分し、その事業遂行を支援しており、その円滑な事業執行のためには、国、県と連携を図ることはもとより、各地区さとうきび生産振興対策協議会及び糖業振興会との密接な連携が重要である。

各地区におけるさとうきび生産振興が地域の要望を踏まえ、適切に実施できるよう、現地確認やヒヤリングを通して、事業計画の策定を行っているところである。

今後とも、各事業実施主体の執行能力の向上に向けた現地調査、事業説明会を計画的に実施し、地域の要望を的確に把握しながら、連携強化に努める。

(2) さとうきび自然災害被害対策事業(セーフティーネット基金)の推進

さとうきびの生産量は近年減産傾向にあり、特に平成23/24年期は、台風等の気象災害や広域的な害虫発生等により、54万トンに落ち込む記録的な大減産となり、生産者の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況になった。

このような中、国においては平成24年度さとうきび等安定生産体制緊急確立事業等により「さとうきび増産基金」を造成し、平成25年度以降、当協会では、同基金の管理団体として基金を活用した各種増産対策支援に積極的に取り組んできた。また、平成27年度より病害虫の発生被害と台風・干ばつ等による減産を回避する為の「さとうきび自然災害被害対策事業(セーフティネット基金)」に移行し、平成31年度以降も事業継続が決定した。

当協会は、基金管理団体として、今後とも地域の要望を踏まえて、要件発動に伴う迅速な対応により、事業実施主体及び関係機関等との連携を図りながら円滑な事業執行を推進していく。

(3) さとうきび収穫面積拡大と農地中間管理事業の連携

沖縄21世紀農林水産振興計画の目標達成に向けて、さとうきび収穫面積の拡大は、重要な取組事項である。

一方、平成26年度から農地の賃貸を農地中間管理機構(公益財団法人沖縄県農業振興公社)が行う農地中間管理事業制度が創設され、耕作放棄地の解消と農地の集積を推進していく体制が整えられた。平成29年度末の見込みとして、作目別集積実績の約4割がさとうきびとなっている。

土地利用型作物であるさとうきびの収穫面積の拡大に向けては、今後とも農地中間管理事業を活用し、耕作放棄地の解消とともに生産法人等の中心経営体へ農地集積を促進し、担い手育成を図っていくことが求められている。

農地中間管理機構においては、同事業の推進のため重点地区を選定しており、 当協会においても同機構との緊密な連携を通して、さとうきび収穫面積の拡大 に取り組んでいく。

第Ⅳ章 実施事業の方向性

沖縄県の基幹作物であるさとうきびの生産振興や製糖事業者の経営安定を図るため、 さとうきび生産振興対策、さとうきび品質取引対策及び沖縄糖業振興対策の関連事業等を積極的に取り組んでいく。

特に、さとうきび自然災害被害対策事業等を活用し、国、県、市町村、関係団体等との連携を緊密にして、さとうきび生産回復の取組を強化していく。

1 さとうきび生産振興対策の推進

(1) さとうきび増産対策

ア さとうきび自然災害被害対策事業(セーフティーネット基金)

自然災害や病害虫の発生被害による生産減少からの回復を目的とする本事業の実施に当たり、定められた台風、干ばつ、病害虫被害等の発動要件を適切に判断するため、関係機関と協議を行う。併せて迅速な支援に向け、要件の発動に備えるよう各事業実施主体に事業内容の周知を図り、要件発動後は対策を実施する事業実施主体の適正・迅速な執行を支援する。

平成29年度は事業費756,675千円(うち基金451,332千円)を執行し、平成30年度の執行予定額は事業費735,579千円(うち基金454,385千円)となっており、当該事業の円滑な推進に当たっては、事業実施主体である各地区さとうきび生産振興対策協議会及び糖業振興会等と密接な連携を図りながら推進していく。

イ さとうきび生産活性化事業

(ア) さとうきび生産法人経営強化支援対策

さとうきび生産の担い手となる生産法人の経営強化と作業受託組織育成 支援のため、沖縄県さとうきび生産法人連絡協議会の活動支援やさとうき び管理作業受委託マッチングシステムの導入支援に取り組む。

(4) 防災農業支援対策

防風・防潮林のさとうきびへの防風効果による収量、品質向上を図ることを目的に、毎年11月の第4木曜日に定められた「防風林の日」関連事業として、県内各地で開かれる植樹大会の開催を支援し普及啓発を図る。

(2) さとうきび競作会の開催

さとうきび作農家及び生産法人の生産意欲の高揚による生産振興を進めるため、生産技術及び経営改善の面で創意工夫により高い生産実績をあげ、地域の規範となる優良農家及び生産法人等を調査し、その生産技術と経営改善内容の普及啓発を図る。

また、優良事例調査によって選定したさとうきび優良農家・団体を表彰し、 その業績を称え、成績を当協会ホームページや新聞等により農家、関係機関を はじめ県民に広く紹介し、本県におけるさとうきび生産の重要性について共有 化を図る。

同競作会は、昭和51年に当時の沖縄県糖業振興推進協議会により実施され、 平成6年から当協会の再編と併せて引き継ぎ、40年以上の長い歴史があり、そ の意義は今後とも着実に承継すべきものである。

2 さとうきび品質取引対策の推進

(1) さとうきび品質取引対策事業

製糖事業者と農家間のさとうきび原料取引は糖度に応じた価格での取引となっていることから、その公正な取引は糖業の振興にとって重要なものである。 当協会は、立会人設置事業、品質取引情報解析事業及び品質取引推進事業を 実施し、品質取引の公正・公平の確保に寄与しているところである。

今後とも、研修会の実施、データ解析の精度向上、新たな利用法の拡大及び 経年による老朽化の進んだ分蜜糖工場の品質取引機器の更新導入を検討し、必 要な予算措置及び適正な運用を図っていく。

3 沖縄糖業振興対策の推進

当協会は、糖業振興のため、分蜜糖振興対策事業及び含蜜糖振興対策事業を下記のとおり実施している。

(1) 分蜜糖振興対策事業

ア 分蜜糖気象災害等影響緩和対策事業

干ばつ、台風等の気象災害等による原料処理量の減少や原料の品質劣化等により、製品重量当たりの製造コストが上昇した場合に、当該上昇額の一定割合について、「分蜜糖製造事業者気象災害等影響緩和対策補助金」により補填を行っている。

今後とも、干ばつ、台風等の気象災害等による製造コストの上昇額の影響 緩和に向けて、同補助金の適切な執行を行う。

イ 分蜜糖製造合理化対策事業

分蜜糖製造事業者が分蜜糖経営改善計画に基づき実施する環境対策及び省エネルギー対策、構築物及び品質取引設備の整備に要する経費の一部を助成している。

今後は、「働き方改革」も考慮したより長期的な視点に立った分蜜糖経営 改善計画に基づく、必要な整備経費の予算確保を図り、分蜜糖製造の合理化 を推進していく。

ウ 分蜜糖離島条件格差是正補填対策事業

一部の離島において、置かれている厳しい地理的、自然的及び社会的条件から、現状の製造コストが著しく高く、急激なコスト削減が困難な場合に、

国内産糖交付金の交付金単価に用いた標準コストの水準に達するまでの間、 分蜜糖経営改善計画及び増産プロジェクトの進捗状況を踏まえたコスト格差 に対し、激変緩和措置として助成している。

(2) 含蜜糖振興対策事業

ア 含蜜糖気象災害等影響緩和対策事業

干ばつ、台風等の気象災害等による原料処理量の減少や原料の品質劣化等により、製品重量当たりの製造コストが上昇した場合に、当該上昇額の一定割合について、「含蜜糖製造事業者気象災害等影響緩和対策補助金」により補填を行っている。

今後とも、干ばつ、台風等の気象災害等による製造コストの上昇額の影響 緩和に向けて、同補助金の適切な執行を行う。

イ 含蜜糖製造合理化対策事業

指定含蜜糖製造事業者が、含蜜糖経営改善計画に基づき実施する環境対策、 省エネルギー対策、品質の向上及び衛生管理の徹底に要する経費の一部を助 成する。

今後は、「働き方改革」も考慮した含蜜糖経営改善計画に基づく、必要な整備経費の予算確保を図り、含蜜糖製造の合理化を推進していく。

ウ 含蜜糖生産条件不利補正対策事業

含蜜糖の生産は、分蜜糖地域と比べて地理的、自然的及び社会的条件が不利な地域で行われ、かつ、離島経済に重要な地位を占めている実態に鑑み、さとうきび及び含蜜糖の振興を図るため、指定含蜜糖製造事業者に対して、生産条件不利補正対策交付金の適正な執行を行っていく。

工 含蜜糖安定供給対策事業

含蜜糖の安定供給・差別化や製糖技術の高位平準化等に向けた共同の取組 みなどに要する経費を助成し、指定含蜜糖製造事業者の経営体質の強化促進 を図っている。

「黒糖」(含蜜糖)が本県の長い歴史において、食文化の中で貴重な食材として位置づけられ、さらに、国内外でおいても知名度が高く、期待されている特産品である状況に鑑み、引き続き、安定供給・差別化や製糖技術の高位平準化に向けた共同の取組を支援していく。